

関東社会人リーグ規約

第1条 目的

この規約は社会人ホッケーリーグ規約の下位文書として運用し、関東社会人リーグの円滑な運営を行う為に適用する。

第2条 役員及び幹事

(1) 役員及び幹事：関東社会人リーグを円滑に運営する為に次の役員及び幹事を置く。

役員：顧問1名、運営委員長（以下、委員長と称す）1名、副委員長2名以上（兼：記録管理、登録管理）

幹事：会計1名、審判養成1名、入替戦1名、全日本社会人選手権大会関東予選1名、社会人連盟ホームページ管理1名、東西対抗戦1名、各部リーグ幹事（各部リーグ幹事は各部リーグの運営を統括する職務として各部リーグ1名、但し部リーグを複数グループに分ける場合はグループ毎に1名選出）

※それぞれ他の役職を兼務することができる。

※委員長が不在となった場合は、副委員長（上位リーグの副委員長を優先）が代行する。

(2) 選出：関東社会人リーグ運営委員会（総会）での互選によって選定する。

※各部リーグ幹事については各部リーグから選出後、運営委員会が承認する。

(3) 役員、幹事任期：役員、幹事の任期及び担当部リーグは次の通りとする。

①顧問：前委員長 任期2年。

※但し立候補者がいる場合は妨げない。

②運営委員長：東日本リーグ所属チーム持ち回り。任期2年。

※但し、他部リーグを含め、立候補者がいる場合は、上記の限りでない。

③副委員長：1部リーグ所属チームから1名、任期2年。

2部リーグ所属チームから1名、任期2年。

※但し、他部リーグを含め、立候補者がいる場合は、上記の限りでない。

※1部リーグの副委員長は記録管理を、2部リーグの副委員長は登録管理を担当する。

④各部幹事の任期は各部で取り決める事が出来る。また再任は妨げない。

※欠員が出た場合は改めて役員、幹事の補充を行い、任期は前任者の残期間とする。

第3条 組織

関東社会人ホッケーリーグ内に第2条（1）項の役員、各部幹事で構成する役員会を置く。役員、幹事、運営委員から構成される運営委員会を置き、役員会、運営委員会は委員長の召集に応じて開催することが出来る。

第4条 役員会、運営委員会

(1) 委員長は社会人リーグ規約第3章会議の規定に準じて役員会・運営委員会を開催することが出来る。

【2024 関東リーグ規約】

- (2) 役員会は運営に関する全ての事項（本規約の修正・廃止を含む）、懲罰について決議案を作成する。
- (3) 運営委員会は社会人リーグ規約第8条により構成される。
- (4) 運営委員会は役員会の議決案を採決する。

第5条 リーグ参加

- (1) チームが関東社会人リーグに参加するには、以下の登録を条件とする。
また、いかなる理由に於いても未登録は認めない。
未登録等の違反をした場合は、次年度リーグに参加出来ない。（登録管理担当の副委員長が協会に登録確認する）
 - ① 各都道府県ホッケー協会登録
各都道府県ホッケー協会規定に準ずる。
 - ② 関東社会人リーグ登録（日本社会人連盟登録含む）
日本社会人ホッケー連盟規約、関東社会人リーグ規約に準ずる。
※日本協会登録は、都道府県協会の取り扱いに従うこと。
- (2) リーグへの新規参加するチームは、参加する前年度の12月末日までに委員長へ申し込みを行うこと。その後、役員会、運営委員会の承認を経て、新規参加となる。
なお、新規参加チームは原則リーグ最下位に登録されるが、運営委員会で承認を得られた限りにおいて上位リーグから参加することを可能とする。

第6条 キャンセル（棄権）

- (1) 基本的に認めない。但し役員会が「やむを得ない事由」と判断した場合は特例として認める場合がある。
(冠婚葬祭、天候不順や個別のチーム事情を勘案して判断する)
- (2) キャンセル（棄権）を申し入れる場合は、最低でも1週間前に委員長、該当部リーグ幹事、相手チームに申し入れ、許可を得ること。
但し、直前の天候悪化やチーム関係者葬儀など予想され得ぬ事態が起こった場合はこの限りでは無い。
- (3) 正当な理由以外で（人数不足など）キャンセルした場合は罰則として運営委員会、相手チームに対して各々10,000円の罰金を支払う。
報告の無いキャンセル（棄権）については次年度リーグに参加出来ない。
- (4) キャンセル（棄権）が認められた場合は申し入れチームの不戦敗とし、試合記録は0-5とする。
- (5) 試合がキャンセル（棄権）となることで、相手チームに経済的損害（宿泊費・交通費のキャンセル料等）がある場合は、上記（3）項に加え、その実費を支払う。ただし会場が急に使用できなくなった等の会場管理の都合等による場合はこの限りではない（会場提供チームのリスクを低減させるため）。

第7条 日程変更

- (1) 基本的に認めない。但し役員会が「やむを得ない事由」と判断した場合は特例とし

【2024 関東リーグ規約】

て認める場合がある。

(冠婚葬祭、天候不順、地域行事など社会人として認めざる得ない場合)

- (2) 日程変更する場合は、最低でも2週間前に委員長、該当部リーグ幹事、相手チームの了解を得ること。開始時刻変更も同様とする。また、相手チームと協議し速やかに代替日程を検討し、委員長、該当部リーグ幹事に報告すること。
但し、直前の天候悪化やチーム関係者葬儀など予想され得ぬ事態が起こった場合は、試合(及び会場)管理チームが各部幹事と協議の上判断する。
- (3) 入れ替え戦についても上記(2)項と同様とする。
- (4) 試合日程を変更することで、相手チームに経済的損害(宿泊費・交通費のキャンセル料等)がある場合は、その実費を支払う。ただし会場が急に使用できなくなった等の会場管理の都合等による場合はこの限りではない(会場提供チームのリスクを低減させるため)。

第8条 二重登録(重複出場)の禁止

- (1) 二重登録(重複出場)はいかなる事由に於いても認めない。
- (2) 二重登録(重複出場)とは日本ホッケー協会、日本社会人ホッケー連盟、各地社会人ホッケー連盟、学連が主催・主管・後援する大会を指し、関東社会人リーグ内で同一年度内に他のチームや階級を変えての出場も認めない。
上記以外の大会はこれに当たらないものとする。
- (3) 二重登録(重複出場)が発覚した場合、「不当行為の事後処理についての内規」に従い、当該選手、元所属、新所属あるいは双方のチームに対し次の処分を科す。
 - ① チームは2リーグ下の部リーグへ(2リーグ下の部リーグがない場合は最下位の部リーグへ)降格。罰金として運営委員会に20,000円を支払う。
 - ② 当該選手は1年間の関東社会人リーグ出場停止処分とする。
 - ③ 1年間の定義は翌年度を指し、シーズン途中で二重登録(重複出場)が発覚した場合、選手は発覚以後の残り試合も出場停止処分する。
チームに関しては処罰なしで残り試合を実施可能とする。
- (4) 虚偽の出場(他人の名義で他チームより出場した場合)した場合、上記(3)項と同等の処分を科す。
- (5) パンフレット等の誤記により複数チームに氏名が記載されてしまった場合、委員長、該当部リーグ幹事に気付いた時点で報告し所属チームを明確にする。
但し意図的であり複数のチームで出場した場合は処分を上記(3)項と同等の処分を科す。

第9条 選手移籍(様式一1選手移籍登録申請書にて申請すること)

- (1) 関東社会人リーグに所属するチームへの移籍期間は1月~3月とし、それ以外の期間での移籍は認めない。
特例として転勤などで「やむを得ない事由」と役員会が判断した場合はその限りでは無いが、条件として次の事項を定める。

【2024 関東リーグ規約】

- ① 双方のチーム監督が移籍を承諾し、「移籍証明」が取り交わされていること。
- ② 出場を希望する試合の2週間前までに申請を行うこと。
- ③ 試合当日、管理チーム及びジャッジに移籍選手登録申請書を提示すること。提示出来ない場合は出場を許可しない。

※場合によっては辞令などの提示を求める場合がある。その場合は指示に従うこと。

※同一年度内での再移籍はいかなる理由においても認めない。

- (2) 上記規定に対し違反した場合は第8条(3)項と同様の処分を科す。

第10条 追加登録

- (1) リーグ戦に於いての追加登録は下記の事由に当てはまる場合を除き、年間を通して認める。

- ① リーグ戦終了後の入替戦、順位決定戦
- ② 同年度内の学生リーグからの編入（中退、退部等の場合を含む）
- ③ 日本リーグ登録選手、全日本社会人選手権大会などの日本ホッケー協会主催・後援大会に他チームで出場した選手（予選含む）

※日本リーグ登録選手については、追加登録は認めないが、年度初めにおける関東社会人リーグ登録は認める。

- ④ その他全国規模の大会（予選含む）に他チームから出場した選手

※国体、国際大会は除く。

- (2) 上記規定に対し違反した場合は第8条(3)項と同様の処分を科す。

第11条 追加登録手順（様式一2：追加選手登録申請書にて申請すること）

- (1) 追加登録については以下手順で申請すること。

- ① 第5条の「登録」を行った選手。
- ② 出場を希望する試合から2週間前までに各部幹事及び委員長に追加登録申請を行う。
- ③ 試合当日、管理チーム及びジャッジに追加選手登録申請書を提示すること。提示出来ない場合は出場を許可しない。

- (2) 上記規定に対し違反した場合で、委員長が悪質と認めた場合は、第8条(3)項と同様の処分を科す。

第12条 リーグ戦登録等

- (1) リーグ戦には1試合につき上限30名までの登録を行う事が出来る。

- (2) リーグ戦は最低8名で試合を開始することができる。

試合開始時に8名に満たない場合や、試合中の怪我等で8名を下回った場合は没収試合とし、試合記録は0-5とする。

- (3) 監督がやむを得ない事情により試合に参加できない場合は、チームを統率できる代行者を立てることで試合は成立する。ただしその場合もチームにおける責任は監督が負うものとする。

【2024 関東リーグ規約】

第13条 退会、脱退、休部、復帰

- (1) チームの関東社会人リーグからの退会、脱退、休部は翌年度の運営委員会（総会）までに委員長に報告し、役員会の許可を得ること。
- (2) 復帰するチームが所属する部については役員会で協議し、その結果を運営委員会で採決する。
- (3) 選手の退会、脱退については各チームに於いて管理すること。
但し日本リーグ機構憲章に則りシーズン途中でも関東社会人リーグの選手が日本リーグに参加する事は出来るが、その逆は出来ない。

第14条 社会人王座、東西対抗戦

- (1) 社会人王座は同一年度の対象部の成績優秀チームが出場する。
- (2) 東西対抗戦は前年度の対象部の優勝チームが出場するが次の特例を定める。
 - ① 優勝チームが昇格した場合は2位のチームが出場する。
 - ② 対象チームが「選抜」を希望する場合はそのチームの監督が同一部リーグ内に所属する選手で出場希望選手を募り、チーム編成することが出来る。
 - ③ ユニホームは対象チームの物を使用する事を基本とするが、枚数、サイズ等の問題が有る場合は同一部リーグ内に所属するチームのユニホームを借用できる。
※ユニホーム、パンツ、ソックスは全員が同色で有ること。

第15条 規約の適用

関東社会人リーグの運営は、原則として本規約に従うものとするが、本規約の適用等の最終的な判断は、委員長（不在時は委員長代行者）が行うものとする。

附則 この規約は平成27年4月1日から施行する。
この規約改正は平成28年4月1日から施行する。
この規約改正は平成29年2月1日から施行する。
この規約改正は平成30年3月1日から施行する。
この規約改正は令和2年3月15日から施行する。
この規約改正は令和6年2月18日から施行する。

【2024 関東リーグ規約】

【様式—1】

年 月 日

関東社会人リーグ役員会様

選手移籍登録申請書

下記_____の移籍申請を行います。

また、この移籍に関しては双方のチームが納得した上での移籍であり、今後この件で異議申し立てはしない事をここに宣言致します。

所属チーム	
代表者名	印
移籍希望選手	
移籍理由	

※電子印無効

移籍先記入（受け入れ側チーム）

上記_____の移籍を承諾し、今後一切前所属チームに御迷惑を掛けないことをここに宣言致します。

代表者氏名	印
-------	---

※電子印無効

運営委員長記載

_____選手の移籍について許可を致します。

関東社会人リーグに於いて下記の試合より出場を認めます。

開催日	年 月 日	カード NO
対戦カード		

関東社会人リーグ役員会

※試合当日、所定のスターティングリストと共にジャッジに提出し（紙、データどちらでも可）、選手移籍登録申請が終了した旨の説明を行うこと。

ジャッジに提示出来ない場合はいかなる理由においても試合には出場できない。

控えはシーズン終了までチーム保管すること。

【2024 関東リーグ規約】

【様式— 2】

年 月 日

関東社会人リーグ運営副委員長様
部リーグ幹事 様

チーム名
役職・氏名

追加選手登録申請書（届け出）

下記 _____ の追加申請を行います。

なお、この選手は本年度、他チームでの出場等の違反をしていないことを確認しております。（詳細はリーグ規約参照）

追加選手名	
昨年度活動 実績報告	
	注) 何処でどのような活動を行っていたか。県大会以上の大会に出場した場合は具体的に記載。

追加申請選手の出場開始希望試合

開催日	年 月 日	カードNO
対戦カード		

※試合当日、所定のスターティングリストと共にジャッジに提出し（紙、データどちらでも可）、追加選手登録申請が終了した旨の説明を行うこと。

ジャッジに提示出来ない場合はいかなる理由においても試合には出場できない。

控えはシーズン終了までチーム保管すること。